第三十四条の十八の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③　（略）

第四十六条　都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十六条の三十五の改正規定、第三十六条の三十六の二の改正規定、第五十条の三の表の改正規定第三号様式の改正規定及び附則第五項　公布の日

二　附則第四項の規定　平成二十八年一月一日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する児童福祉法（以下この項において「法」という。）第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（次項において「既存施設」という。）（この省令による改正前の児童福祉法施行規則（次項において「旧規則」という。）第四十九条の二各号に該当するもの及びこの省令による改正後の児童福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第四十九条の二第一号ヘに該当するものを除く。）であって法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の認可を受けていないもの（法第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。次項において「未認可施設」という。）の設置者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一月以内に、新規則第四十九条の三第十号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3　既存施設（新規則第四十九条の二に該当するものを除く。）のうち旧規則第四十九条の二第一号に該当するものであって未認可施設であるものの設置者は、施行日から起算して一月以内に、新規則第四十九条の三各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4　前二項の規定による届出は、附則第一項第二号に定める日から施行日の前日までの間においても行うことができる。この場合において、前二項の規定による届出をした者は、施行日において、それぞれ前二項に定める事項を届け出た者とみなす。

5　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを り繕って使用することができる。

○国土交通省令第八十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第三項及び第五項、第十二条、第二十六条の八、第二十六条の十第二項、第二十六条の十六、第二十七条の十八第二項、第二十七条の二十七第一項、第二十七条の二十九第三項並びに第四十条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業

を

左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業
解体工事業

に改める。

第四条第一項第五号中「並びに相談役及び顧問」を削る。

第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項下欄に次の一号を加える。

六　とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

第七条の三第二号の表電気工事業の項中「第七条の十九、第七条の二十及び第七条の二十一において準用する第七条の五」を「次条から第七条の六まで」に改め、同表ほ装工事業の項中「ほ装工事業」を「舗装工事業」に改め、同表に次のように加える。

解体工事業	一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 三　職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後解体工事に関し三年以上の実務経験を有する者 四　解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事試験」という。）に合格した者 五　土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者 六　建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者 七　とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者